

西郷村総合庁舎会議室使用料条例

(目的)

第1条 この条例は、村の機関以外のものが法令に定める場合を除き、西郷村総合庁舎会議室（以下「会議室」という。）を利用する場合に使用料を徴収することを目的とする。

(使用料)

第2条 使用料は、別表に定める額とする。ただし、村長が別に定めるところにより認められた場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第3条 使用料は、不可抗力によって利用ができないとき、又は利用の許可を取り消したときのほかは、これを還付しない。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

会議室名	使用料（1時間当たり）
大会議室	5,000円
中会議室	3,000円
小会議室1	1,000円
小会議室2	1,000円
ここからホール	10,000円